

保険(共済)への加入の必要性等に関する情報 提供のあり方について



1. 地方公共団体による情報発信



・地方公共団体による望ましい情報発信の内容及び手段・方法については下記のものと考えられる

【取り組み内容】

- 条例の制定により自転車損害賠償責任保険等の加入が義務化されたことを周知
- 自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性について情報提供
- 自転車損害賠償責任保険等の種類や概要を紹介
- 自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認方法の周知

上記の取り組みに当たっては、企業・団体と協定を締結するなど関係者が連携して取り組む

【手段・手法】

- 地方公共団体のホームページ上に掲載
- チラシ・パンフレット・ポスターを作成し、市区町村、学校、自治会、各業界団体等へ配布
- 行政広報誌への掲載
- 広報動画を作成し、配信
- マスメディアの活用（テレビ・ラジオのCM、新聞広告）やSNS（ツイッター、フェイスブック等）の活用
- 自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動として「自転車安全利用啓発指導員」等を配置し、自転車小売等業者、商工会議所等を巡回訪問をしてチラシ等を配布しながら啓発活動を実施
- 自転車損害賠償責任保険等に関する相談窓口として専用のコールセンターを設置し、自転車損害賠償責任保険等に関する規定、重複加入を避けるための自転車利用者の加入状況の確認、自転車損害賠償責任保険等の紹介-などの内容を相談者に説明
- 公営駐輪場において契約時に情報を提供（新たな取り組み案）
- 保育所や託児所において、自転車利用している保護者に対して情報を提供（新たな取り組み案）

1. 地方公共団体による情報発信



チラシやポスターによる自転車損害賠償責任保険等の加入義務化の周知や、加入の必要性、自転車損害賠償責任保険等の種類等の情報提供の例

【埼玉県のチラシ】
(表)

【埼玉県のチラシ】
(裏)

項目	内容	備考
賠償責任の範囲	自転車に乗車中または運転中、または歩行者を乗せた自転車に乗車中、または歩行者を乗せた自転車に乗車中に発生した損害賠償責任	
賠償金額	1億円	
加入料	月額1,000円	
加入期間	1年	
加入方法	任意の保険会社へ加入	
加入義務化の時期	平成30年4月1日	
問い合わせ先	埼玉県自転車安全対策センター	TEL: 048-833-1111

【京都府のチラシ】
(英語版)

【埼玉県のポスター】

1. 地方公共団体による情報発信



- ・ 広報動画の配信による自転車損害賠償責任保険等の加入義務化の周知の例（大阪府）



出典：大阪府
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」PR動画

- ・ SNS(フェイスブック)の活用による自転車損害賠償責任保険等の加入義務化の周知の例（京都市）



出典：京都市サイクルサイト内Facebook

1. 地方公共団体による情報発信



自転車利用者が自ら自転車損害賠償責任保険等への加入状況を確認する事が出来るようにするために、加入状況を確認できるチェックシートを作成した例（京都府）

《 加入状況の確認方法 》

【出典】京都府「自転車保険義務化」チラシ

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか。
※所持整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。

↓ わからない

↓ いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

↓ わからない

↓ いいえ

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか。

↓ はい

自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任保険特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

↓ いいえ

↓ はい

↓ わからない

↓ いいえ

自転車損害賠償保険に加入しています。
※補償内容（賠償責任補償額や示談交渉の有無等）が十分であるか、補償期間が有効であるかを確認ください。

お手元に保険証券を用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険への加入が必要です。

1. 地方公共団体による情報発信



【自転車安全利用啓発指導員による巡回訪問の例（兵庫県）】

- ・ 地域等における自転車の安全利用に関する教育や広報啓発などのボランティア活動に取り組まれる方を募集
- ・ その方たちを自転車安全利用啓発指導員とし、学校、自転車小売等業者、商工会議所等を巡回訪問をして、チラシ等を配布しながら自転車損害賠償責任保険等の加入義務化に関する普及啓発活動を実施

【自転車損害賠償責任保険等に関する相談窓口専用のコールセンターの設置の例（京都府、京都市）】

自転車利用者に対して、以下のような自転車損害賠償責任保険等の加入などに関する問い合わせや相談に応じる窓口として、専用のコールセンターを設置して対応

（相談内容）

- 条例の自転車損害賠償責任保険等に関する規定について
- 相談者の自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認（重複加入の防止）
- 協定を締結した損害保険会社（共済組合）が提案する必要な補償内容を満たした自転車損害賠償責任保険等の紹介
- 「個人向け自転車損害賠償責任保険等」と「事業者向け自転車損害賠償責任保険等」の違い
- その他、自転車損害賠償責任保険等に関する各種相談

2. 保険会社等による情報発信



・保険会社等による望ましい情報発信の内容及び手段・方法については下記のものと考えられる

【取り組み内容】

- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性について、情報提供
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の保険商品の内容をわかりやすく説明する

【手段・手法】

- ・ チラシ・ポスター等を、今後も継続的に広報すること
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入の有無が容易に確認できるよう、保険商品等の重要事項説明書やパンフレットに、自転車運転中の事故を例示すること

※イメージは次ページを参照

2. 保険会社等による情報発信



【日本損害保険協会(業界団体)のパンフレットの一例(子ども向け)】



2. 保険会社等による情報発信



【保険会社等の重要事項説明書やパンフレットの記載例】

〇〇保険会社

☆自転車で行中、歩行者にぶつかり怪我をさせてしまった！ そんなときには「個人賠償責任特約」がおすすめです！

個人賠償責任特約

●契約者（記名被保険者）や配偶者さま、同居のご家族や別居の未婚のお子さまが、日常生活における偶発の事故（例：自転車運転中の事故）により、他人に怪我などをさせた場合や、他人の財物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

【保険金をお支払いする具体例】

- ・買い物中に商品を壊してしまった。
- ・飼い犬が歩行人に怪我をさせてしまった。
- ・自転車で歩行人に怪我をさせてしまった。



…自転車事故について記載している部分やイラスト

3. 事業者、自転車小売等業者による情報発信



・事業者による従業者が自転車を利用する場合および自転車小売等業者による自転車販売の際の自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認や情報提供の内容及び手段・方法については下記のものであると考えられる

【取り組み内容】

- ・ 自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性について情報提供
- ・ 自転車損害賠償責任保険等への加入の確認
- ・ 自転車損害賠償責任保険等の種類や概要を紹介

【手段・手法】

(事業者) ※従業者が通勤に自転車を利用している場合

- ・ 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性等についてのチラシ・パンフレットを配布
- ・ 通勤で自転車を利用している従業者を対象に、自転車損害賠償責任保険等の加入を義務付ける通勤規程を制定及び案内
- ・ 通勤で自転車を利用している従業者に対して、自転車損害賠償責任保険等への加入を確認し、確認ができない者に対しては、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等について情報提供 ※情報提供のあり方については、次ページを参照

(自転車小売等業者)

- ・ 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性等についてのチラシ・パンフレットを配布
- ・ 地方公共団体作成の自転車損害賠償責任保険等の加入の必要性等についてのポスターを掲示
- ・ 販売時、整備時、修理時に、自転車損害賠償責任保険等への加入を確認し、確認ができない者に対しては、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性等について情報提供 ※情報提供のあり方については、次ページを参照

3. 事業者、自転車小売等業者による情報発信



【事業者や保険代理店でない自転車販売店の具体的な情報提供のあり方】 ※保険業法の無登録募集にならないように以下のような例にとどめる必要がある

以下の取り組みについて地方公共団体経由で、関係者に周知を図る

（事業者や実店舗の場合）

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するパンフレット等を交付
- ② 自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明
 - ・ 「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等として自動車保険・火災保険・傷害保険等の“特約”として販売
⇒自転車損害賠償責任保険等の一種である
 - ・ 保険契約者本人だけでなく、同居の親族や別居の未婚の子も補償対象範囲であることが多い
 - ・ 保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認する事が重要
 - ・ インターネットやコンビニでも広く保険は販売されている

（ネット通販の場合）

- ① 各都道府県や日本損害保険協会等が作成した自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するホームページへのリンクバナーを、自社のホームページに設置
- ② 自社のホームページ内の広告欄に、損害保険各社のリンクバナーを設置
（特定の保険会社や特定の保険商品を推奨するような記載や表示はしない）
- ③ 自社のホームページ内に、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性を説明するページを設け、自転車損害賠償責任保険等の一般的な説明として、以下のような事柄を説明
 - ・ 「日常生活賠償特約」や「個人賠償責任補償特約」等として自動車保険・火災保険・傷害保険等の“特約”として販売
⇒自転車損害賠償責任保険等の一種である
 - ・ 保険契約者本人だけでなく、同居の親族や別居の未婚の子も補償対象範囲であることが多い
 - ・ 保険証券や重要事項説明書等の内容をよく確認する事が重要
 - ・ インターネットやコンビニでも広く保険は販売されている